

**グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方改定成案
改定案からの変更点・新旧対照表**

※網掛け部分が変更点を示す。

改定成案	改定案
<p>1 独占禁止法上問題とならない行為 (略)</p> <p><独占禁止法上問題とならない行為の想定例></p> <p align="center">(略)</p> <p>(想定例5 情報発信②)</p> <p>○ (略)</p> <p>【解説】</p> <p>製造過程の転換によって温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかである場合には、競争促進効果が認められるので、需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、品質の向上と評価できる。需要者の理解を得るために行う、製造に係るコストの大幅な上昇を取引先や消費者に周知し、事業者の窮状や現状を訴える内容の共同での情報発信は、その内容が、価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為ではない場合、独占禁止法上問題なく実施することができる。</p> <p align="center">(略)</p>	<p>1 独占禁止法上問題とならない行為 (略)</p> <p><独占禁止法上問題とならない行為の想定例></p> <p align="center">(略)</p> <p>(想定例5 情報発信②)</p> <p>○ (略)</p> <p>【解説】</p> <p>製造過程の転換によって温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかである場合には、需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、品質の向上と評価できることがある。需要者の理解を得るために行う、製造に係るコストの大幅な上昇を取引先や消費者に周知し、事業者の窮状や現状を訴える内容の共同での情報発信は、その内容が、価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為ではない場合、独占禁止法上問題なく実施することができる。</p> <p align="center">(略)</p>
<p>2 独占禁止法上問題となる行為 (略)</p> <p>一方、競争制限を目的としない、脱炭素のための設備更新、技術開発等のために必要な共同の取組であって、それらを実現するためにより競争制限的でない他の代替手段がないものについては、重要な競争手段である事項についての情報交換や、それらを制限する行為（生産量の制限等の行為）であったとしても、そのことのみから直ち</p>	<p>2 独占禁止法上問題となる行為 (略)</p> <p>一方、競争制限を目的としない、脱炭素のための設備更新、技術開発等のために必要な共同の取組であって、それらを実現するためにより競争制限的でない他の代替手段がないものについては、重要な競争手段である事項についての情報交換であったり、それらを制限する行為（生産量の制限等の行為）であったとしても、そのことの</p>

<p>に独占禁止法上問題となるとは判断されず、当該取組の市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」が生じないと認められる場合には、独占禁止法上問題とならない。</p> <p>ここで、市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められるか否かについては、個別事案ごとに、主に以下の要素を総合的に考慮して検討が行われる。これらの要素は全て認められる必要はなく、一つの要素のみが認められる場合であっても「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められることもある。ただし、実際には複数の要素を総合的に考慮する必要がある場合が多いため、脱炭素のための共同の取組として重要な競争手段である事項についての情報交換や、それらを制限する行為を計画するときには、特に、公正取引委員会への相談を活用することが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>みから直ちに独占禁止法上問題となるとは判断されず、当該取組の市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」が生じないと認められる場合には、独占禁止法上問題とならない。</p> <p>ここで、市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められるか否かについては、個別事案ごとに、主に以下の要素を総合的に考慮して検討が行われる。これらの要素は全て認められる必要はなく、一つの要素のみが認められる場合であっても「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められることもある。ただし、実際には複数の要素を総合的に考慮する必要がある場合が多いため、脱炭素のための共同の取組として重要な競争手段である事項について制限する行為を計画するときには、特に、公正取引委員会への相談を活用することが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
---	---

※ この新旧対照表には、修辞上の修正といった、原案からの軽微な変更は含まれておりません。

以上